

仕様書

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

若手起業家育成事業～オオイトミライブルド～に係る企画・運営業務委託

(2) 履行期間

契約締結日(令和6年7月上旬～7月中旬予定)から令和7年3月31日まで

(3) 目的

大分市では、学生等若者(概ね29歳以下の方)(以下、「若者」という)をメインターゲットに、「A. 若手起業家育成施設～オオイトミライブース～(以下、「オオイトミライブース」という。))」を運営し、「B. セミナー・ビジネスプランコンテスト」を開催することで、若者のアントレプレナーシップの醸成や起業の促進を図るとともに、若者が進学や就職、セカンドキャリア等の人生の岐路に立った際に、起業という選択肢を選択することのできる環境を提供する。これにより、若者の地域定着と雇用創出を目指している。

(4) 本事業の基本方針

本事業のコンセプト及び基本方針は以下のとおり

① コンセプト

- ・若者の地域定着
- ・雇用の創出
- ・若者の創業マインドの醸成
- ・若者が持つアイデアの発掘と育成

② 基本方針

- ・おおいたにおけるスタートアップエコシステムの構築を図る
- ・おおいたにおける起業文化・起業家コミュニティの醸成を図る
- ・若者が起業について学び・実践する機会を提供する
- ・若者のアントレプレナーシップの育成を図る
- ・若者のキャリアについて多様な選択ができる環境を提供する

2. 「A. オオイトミライブース」の運営

(1) 事業の概要

大分市におけるスタートアップエコシステムの構築を目指して、オオイトミライブースを次のとおり運営する。

① オオイトミライブース基本コンセプト

ア. 若者が気軽に立ち寄りくつろげる場の創出

イ. 起業について学ぶことのでき、起業に関する準備や相談、起業セミナー等が開催できる場

の創出

ウ. 同じ創業意欲を持つ同世代同士や起業をサポートしてくれる人と出会い様々な交流ができる場の創出

エ. 個人やチームで思考やアイデアを磨くことができる場の創出

オ. 若者が自分のやりたいことを見つけ出し挑戦できる場の創出

② 運営期間及び運営時間

施設オープン日から令和7年3月31日(月)まで

ア. 施設のオープン日は令和6年10月までとすること。(大分市との協議により決定する。)

ただし、協議により決定したオープン日が変更になる場合は、2か月前までに大分市へ連絡し、協議を行うこと。

イ. 開所日は、令和6年12月29日(日)から令和7年1月3日(金)を除く日とすること。

ウ. 定休日は毎週木曜日及び第2・4火曜日とすること。

エ. 運営時間は最低9時間とすること。ただし、11:00～19:00については必ず営業を行う

こと。なお、セミナー等開催時には、運営時間の延長を行うなど柔軟な対応に努めること。

また、大分県が制定する「青少年の健全な育成に関する条例」等に規定される外出時間等の基準を順守すること。

オ. 開所日及び運営時間は、大分市との協議により決定する。

③ オオイトミライベースの設置

ア. 設置場所

次の条件を全て満たす物件にオオイトミライベースを設置すること。

a. 「大分市中心市街地活性化基本計画」P.74にて定義する範囲に立地する物件

b. 30人規模以上のセミナー等を実施するのに十分なスペースを確保できる物件

c. 「2. 「A. オオイトミライベース」の運営(2)業務内容② オオイトミライベースに関するデザインの提案及び必要となる設備等の準備 ア. デザイン案の提案」に定める【必要設備等】を整備できる十分なスペースを確保できる物件

d. バリアフリーに対応した物件

e. 1階もしくはグランドレベルからでも視認することが可能な2階に面する物件

f. 半径240m以内に駐輪場及び駐車場がある物件

【参考】

■第4期 大分市中心市街地活性化基本計画

<https://www.city.oita.oita.jp/o154/machizukuri/toshi/chukatsu4.html>

■「第4期 大分市中心市街地活性化基本計画」P.74 区域設定の考え方」

<https://www.city.oita.oita.jp/o154/machizukuri/toshi/documents/chukatsu4-zenbun.pdf>

イ. 空間デザイン

次の条件を満たす空間デザインとすること。

若者の趣向を捉え、アイデアの創発や利用者同士のコミュニケーションが促進されるような独創的なデザインの提案を期待している。

a.内装・什器・備品等

- ・若者の趣向を捉えたデザインとすること
- ・全体を統一感があり、デザイン性に優れたデザインとし、空間を広く見せる工夫をすること。
- ・利用者及び運営者が快適な時間を過ごすことのできるデザインとすること
- ・セミナー時等の動線に配慮したレイアウトとすること
- ・ユニバーサルデザインに配慮すること
- ・高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大分市バリアフリーマスタープランに則り、バリアフリー化に配慮すること
- ・内装デザインと統一感のある什器・備品等を選定すること

b.外装

- ・若者の趣向を捉えたデザインとすること
- ・内装と統一感のあるデザインとすること

④ オオイトミライブスの運営

ア.適切な管理運営

a.本施設の使用料は無料とする。また、本施設利用者と受託者の間で金銭の授受を行ってはならないものとする。

b.次に掲げる者その他管理運営業務(以下「業務」という。)を円滑・適正に推進するために必要な要員を配置し、労働関連法規に従い業務に従事させる。なお、(iv)及び(v)は本施設に配置すること。また、(i)と(ii)の兼務は認めないが、それ以外の要員の兼務は差し支えないものとする。

(i)統括責任者(業務の統括管理及び大分市との調整を行う者)

(ii)副統括責任者(統括責任者を補佐する者)

(iii)業務の遂行を指導・管理する者(防火管理者などとして必要な資格を有する者)

(iv)コミュニティマネージャー(起業マインドの醸成及び起業促進担当、本施設の管理責任者)

(v)本施設の管理スタッフ(本施設の受付や管理等を行う者)

c.効率的かつ効果的に業務を行うとともに、大分市が設置する施設に相応しく本施設の美化に努めること。

d.利用者の安全に十分配慮すること。

e.合理的配慮の提供

本施設の利用を希望する全ての方が、本施設を利用できるよう合理的配慮を提供すること。必要に応じて、合理的配慮に則した補助を行うための機器等を配置すること。

イ. 利用者サービスの向上及び本施設の利活用の促進

- a. 若者を呼び込むための創意工夫を行うこと。
- b. パブリシティ活動や顧客管理に努め、新規顧客の獲得やリピーター確保のための取組を実施する。
- c. 民間事業者のノウハウを活かし積極的にイベント・セミナー等の誘致活動を行うこと。
- d. 利用者に対するサービスの一層の向上を図ること。
- e. 「大分市中心市街地活性化基本計画」P. 74で定義する範囲における賑わいの創出に繋げること。

ウ. コミュニティの形成

受託者は本施設で行われるセミナーや日常の相談業務等を通じて、若者や起業家、起業意欲のある者、支援者等を巻き込んだコミュニティの形成を積極的に図り、本施設を中心とした大分市におけるスタートアップエコシステムの形成に寄与すること。

エ. 光熱水費等の負担

オオイタミライブスの維持管理及び運営等に係る光熱水費は、受託者が負担する。

オ. 大分市の本施設を利用について

大分市より本施設の使用について要請があった場合は、優先的に本施設を使用させること。
(月5日間程度)

なお、本要請により実施されたセミナー等については、「3. 「B. セミナー・ビジコン」 (1) 「セミナー」について ② 起業及び若者のキャリアに関するセミナーの企画・実施 ア. 実施回数」に示すセミナーの回数には含まないものとする。(大分市との協議により、上記回数に含めることとする場合もある)

(2) 業務内容

① 物件の提案

「2. 「A. オオイタミライブス」の運営 (1) 事業の概要③ オオイタミライブスの設置 ア. 設置場所」にある条件を満たす物件について、家賃、広さ、立地、現在の状況、賃貸借契約の見通し、周辺の様子(駐輪場、駐車場の有無や周辺エリアの状況等)等に関する情報を整理し、当該物件を選定した理由等と共に提案を行うこと。

② 物件の契約

上記「① 物件の提案」において提案した物件について、本業務委託期間中に必要となる賃貸借契約等を行い、滞りなく物件を使用できるようにすること。あわせて、物件の管理については適切に行うこと。

なお、本物件の契約に係る費用については、本業務委託に関する大分市公告第145号2. 委託業務の概要内(4)委託契約上限額に示す委託契約上限額に含むものとするため、本仕様書とは別に定める「若手起業家育成事業～オオイタミライブス～に係る企画・運營業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」11. 企画提案書等の提出に示す見積書及び見積明細書の中に含

めて作成すること。

ただし、本プロポーザルにおいて提案した物件の契約ができない等の不測の事態が生じた場合は、遅滞なく大分市に報告するとともに、必要に応じて大分市の指示に従うこと。

③ デザイン案の提案

オオイタミライベースについて、「2.「A. オオイタミライベース」の運営 (1)事業の概要③ オオイタミライベースの設置 イ. 空間デザイン」にある要件及び以下に定める【必要設備等】の要件を満たしたデザイン案を提案すること。

なお、デザイン案については、ビジュアル的にイメージができるようにイメージ図及びパース図等を準備すること。

また、受託者決定後は、大分市と協議の上、速やかに設計書等のデザインを決定するために必要となる資料を提出すること。

最終的なデザイン案等については、大分市と協議の上決定するものとする。

【必要設備等】

全ての設備において、安全に配慮した設備とすること。

ア. トイレ

a. 男子用及び女子用を各1室以上設けること。

b. バリアフリーに配慮すること

ただし、トイレについては、「2.「A. オオイタミライベース」の運営 (2)業務内容 ① 物件の提案」で提案した物件が入る建物において、共用のトイレがある場合は、あらたにトイレを設置する必要はないものとする

イ. 個室・ミーティングスペース

a. 起業相談・面談が可能な個室(2部屋以上)を設置すること

b. 各個室については、外から様子が確認できるように透明な壁を基本とすること。ただし、必要に応じて中の様子が見えなくすることができる工夫を行うこと

ウ. コミュニティスペース

セミナーや利用者が個別の作業、ミーティング等で柔軟な利用が可能なスペースとなるよう工夫すること(100㎡程度)

エ. 通信設備(高速Wi-Fi等)

a. 30人程度が同時に利用してもストレスなく快適なLAN環境を整備すること

b. Wi-Fiの整備にあたっては、ビジネスにおいて活用することを念頭に、セキュリティ対策を講じること。また、URLフィルターの設定等を行い、違法性の高いサイトやアダルト/成人向けコンテンツ、セキュリティリスクの高いサイト等へのアクセス制限を適切に設定すること。設定については、事前に大分市と協議を行うこと。

オ. 電源設備

コンセント等を適切に設置すること

カ. 照明設備

照明器具、コンセント等を適切に設置すること

キ. 映像・音響設備

適切に設置すること

ク. 防音設備

周辺への騒音や振動等を防ぐ措置を講じること

ケ. 空調換気設備

a.用途・目的に応じた空調(冷暖房)システムを採用し、適切な室内環境を確保すること

b.換気扇等を設ける等、十分な換気(湿気・結露対策)ができるように配慮すること

c.具体的な空調換気設備の仕様は、事業者の提案によるものとする

コ. 消火設備

適切に設置すること

サ. 給排水・衛生設備

施設内の衛生環境を維持のため、給排水設備を設けること

シ. 什器・備品等

本施設の運営に必要となる什器・備品等を製作または設置すること

④ 設備等の準備

受託者は、「③ デザイン案の提案」において提案し、大分市との協議の上で必要となった設備等について、施設オープン日までに滞りなく準備を行うこと。

什器・備品等については、買取(購入)方式を原則とする。ただし、リース・レンタルを希望する場合は、その理由を明確にし、大分市と協議を行うことができるものとする。本委託業務に際して、現時点で大分市から提供する什器・備品等はない。

なお、本設備等の準備に必要となる費用については、本業務委託に関する大分市公告第145号2. 委託業務の概要内(4)委託契約上限額に示す委託契約上限額に含むものとするため、本仕様書とは別に定める「若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運営業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」11. 企画提案書等の提出に示す見積書及び見積明細書の中に含めて作成すること。

⑤ 設備等の管理及び委託期間終了後の取扱い

a.また、受託者が準備した設備等について、委託期間中に不備が生じた場合は、受託者が具体的な修繕方法及び修繕費等を提案し、大分市の承諾を得て実施することとする。

b.受託者はオオイタミライベースの運営のために準備した設備及び什器・備品等について、台帳(品名、規格、金額(単価)、数量等)を作成し、適切に管理すること。

c.オオイタミライベースの運営のために準備した設備等の委託期間終了後の取扱いについては、大分市との協議の上決定する。

⑥ オープニングイベント

オオイタミライブスのオープンに伴うイベントを実施すること。

実施日は令和6年10月までとし、日中にする。ただし、オープン日が「2.「A. オオイタミライブス」の運営 (1)事業の概要 ② 運営期間及び運営時間 ア.」により変更となる場合は、新たに決まったオープン日に合わせて実施すること。なお、詳細な実施日時及び実施内容は大分市と協議の上決定する。

内容は、施設のオープンにふさわしい催しとすること。

⑦ 起業に関する相談

本施設を利用する若者が起業の相談ができるように、中小企業診断士やインキュベーションマネージャー、起業家等のアドバイザーを任命し、アドバイザーによる相談体制を構築すること。

本施設利用者が相談する場合の相談料は無料とすること。

なお、本相談業務に関する被相談者への報酬や日程調整等に係る費用は受託者の負担とする。

⑧ 施設の受付

本施設利用者の受付を行う。(利用者については、必ず会員登録を行う。)

本施設の利用は会員のみ可とする。ただし、セミナー等の開催時については、この限りではない。

⑨ 本施設利用者のデータベースの構築

本施設利用者のデータベースを構築すること。

なお、本データベースについては、本業務委託終了後も大分市が追加負担なく利用できるようにすること。

また、作成したデータベースについては、Excel ファイル等 Microsoft で操作できる形式で出力を行い、管理、共有できる方法とすること。

⑩ パンフレット及び案内映像の作成

受託者は、オオイタミライブスの宣伝効果を高めるため、以下のものを作成すること。

ア. パンフレット

イ. 施設の案内映像

⑪ 毎月の報告

本施設の月ごとの利用者数、受付通過人数及び属性、クレームその他の対応状況等を翌月 10 日までに大分市に報告すること。

⑫ その他関連する諸事務

3.「B.セミナー・ビジネスプランコンテスト」

(1)「セミナー」について

若者をメインターゲットに、起業家の育成や起業家コミュニティの醸成、起業に対するハードルを下げる、起業に関する仲間集め、若者のキャリア形成等に繋がるようなセミナーを次のとおり

企画し、実施する。

① 受講対象者

ア. メインターゲット

・若者

イ. その他のターゲット

- ・上記(ア)の保護者
- ・各種教育機関等に勤める方
- ・若者のキャリア形成に影響を与える者
- ・その他

ただし、参加者の条件については、セミナー毎に大分市と協議の上決定するものとする。

② 起業及び若者のキャリアに関するセミナーの企画・実施

ア. 実施回数

期間中に14回以上、起業及び若者のキャリアに関連したセミナーを企画し、実施すること。

ただし、その内1回はオンラインを主体としたセミナーとすること。

また、2.「A. オオイタミライブス」の開設前にも、適切な時期にセミナーを実施すること。

セミナーの開催時期については、大分市と協議の上決定するものとする。

イ. 実施内容

a. 大分市におけるスタートアップエコシステムの構築に向けて、起業家の育成や起業家コミュニティの醸成、起業に対するハードルを下げること、起業に関する仲間集め等に繋がるようなセミナーを企画し、実施すること。

b. 起業を含めた若者のキャリア形成に寄与するセミナーを企画し、実施すること。

セミナーの内容等については、セミナー毎に大分市と協議の上決定するものとする。

(2)「ビジネスプランコンテスト(以下、「ビジコン」という。)」について

ビジコンを次のとおり企画し、実施する。

① 募集対象者

高校・高専・短大・大学・大学院・専門学校生とすること。

② 審査方式

下記「④ 受賞者への特典」の受賞者を決定するために必要な審査を実施すること。

③ 開催時期等

表彰式を令和7年2月中旬までに実施できるスケジュールとすること。

(※詳細については、大分市と協議の上決定。)

④ 受賞者への特典

ア. 賞金…最優秀賞:1件 | 金額30万円、優秀賞:2、3件程度 | 金額10万円、その他奨励賞等

イ. 事業者とのマッチング

ウ. その他

(ただし、受賞者への特典等の詳細については、大分市と協議の上決定。)

(3)業務内容

① セミナー・ビジコンの企画・運営に係る業務

セミナー・ビジコンの企画及び運営に関連する業務(調整、準備、会場設営、司会等)に関する
こと。

② 講師及び審査員との調整に係る業務

セミナーの講師及びビジコンの審査員の選定、依頼、日程調整等に関すること。

講師については、セミナー実施の2か月前までに講師候補者及びスケジュールを確定するこ
と。ただし、7月から10月中に実施するセミナー等については、この限りではない。

また、審査員については、令和6年8月中に審査員候補者を確定し、大分市に報告すること

③ 参加者の募集に係る業務

申込受付、受付後の処理、参加者との連絡調整等に関すること。

④ 広報に係る業務

ア. 申込者募集に関すること。

イ. セミナーの開催報告に関すること。

ウ. アーカイブ(録画や写真等)の作成及び配信に関すること。

(ウについて、ブルーレイディスク等の外部記録装置に記録し大分市に提出すること。)

⑤ ビジネスプランのブラッシュアップに係る業務

ビジコンの参加者に向けて、ビジネスプランのブラッシュアップに関する支援を実施するこ
と。

⑥ 受賞者特典に係る業務

ア. ビジネスプランに関心のある市内企業とのマッチングに関すること。

イ. その他特典に係る企画提案に関すること。

【参考】令和5年度の取組み及び実績

① セミナー:起業セミナー～オオイタミライトーク～

若者に起業を身近に感じてもらい、チャレンジのきっかけをつくるとともに、先輩起業家から、
起業までの道のりやマインドセットを学ぶ機会を提供するセミナーを年3回開催

参加者数 | 第1回 27人、第2回 28人、第3回 13人

② ビジコン:おおいた学生ビジネスプランコンテスト

大分都市広域圏に居住または通学する学生が、地元・大分で新たなチャンスを生み出すア
イデアの発掘・育成を図るためのビジネスプランコンテストを開催

応募件数 | 37件 参加人数 | 85人

③ オオイタミライブスセミナー

オオイタミライブスにおいて、起業家の育成や起業家コミュニティの醸成、起業に対するハードルを下げることに繋がるセミナー等を実施

実施回数 | 16回 参加人数 | 342人

4. その他事業を効果的に推進するための業務

(1) 事業全体の広報に係る業務

- ① 紙媒体(チラシやポスター等)による広報に関すること。
- ② 公式ホームページ及び公式 SNS(LINE や Facebook、Instagram 等)の更新に関すること。
- ③ 公式 LINE の登録及び運用に関すること。
- ④ 必要に応じて有料媒体等を活用し、広く全国に向けた広報を行うこと。
- ⑤ 中心市街地における各種広報手段を活用した広報に関すること。
(②については、月 2 回以上更新を行うこと。ただし、オオイタミライブスの営業状況については、SNS のストーリー機能等を活用し毎日発信を行い、広く広報に努めること。)
(①~⑤の手法や公開時期等については、事前に大分市と協議すること。)

(2) 関係機関への協力依頼に係る業務

関係団体や企業等への後援・協賛等の依頼に関すること。

(3) 実績報告に係る業務

本委託の目的及びコンセプト、基本方針を達成するために必要と考える KPI 等の目標を設定し、その進捗状況及び本委託に係る実績を大分市に報告すること。

なお、報告事項については、大分市と協議の上決定する。

① 報告方法

実績報告に必要となる資料等を準備し、報告を行うこと

② 報告時期

ア. 1回目 | 令和6年8月30日(金)まで

イ. 2回目 | 令和6年11月29日(金)まで

ウ. 3回目 | 令和7年3月7日(金)まで

エ. 4回目 | 令和7年3月31日(月)まで

(4) その他

- ① 受託者は、本委託業務における目的を達成するために必要と考える取組みについて、以下の方針に沿った事業を自己の責任と費用により実施することができる。

ただし、本委託業務における目的を達成するために必要と考える取組みを実施する場合は、事前に大分市の承諾を得るものとする。

- ア. 大分市におけるスタートアップエコシステムの構築及び起業の促進に関すること
 - イ. 若者のキャリア形成に関すること
 - ウ. 上記ア. 及びイ. につなげるために若者等の知識・教養・集客数の向上に資すること
 - エ. その他市が認めるもの
- ② 大分市と協議を行った際の議事録作成及び大分市への提出に関すること。
 - ③ 経費の支払いに係る業務
 - ④ その他関連する諸事務

5. 受託者と発注者の費用分担等について

(1)業務に係る費用分担

業務に関する費用負担は次のとおりとする。

項目	負担者	
	大分市	受託者
物件の契約に係る費用		◎
物件賃借料		◎
オオイタミライベースの運営に必要となる設備や什器等調達及び提供		◎
オオイタミライベース及び什器・備品等の修繕に要する経費		◎ (ただし、使用施設の修繕については、貸出し事業者との契約に基づき対応する。)
オオイタミライベースの維持管理に必要な要員配置、清掃・ごみ処理・警備等、設備等の点検管理に要する経費		◎
オオイタミライベースの運営等に必要となる消耗品等に要する経費		◎
光熱水費及び LAN 環境の提供等に係る経費		◎
その他	◎ (特別に負担すべきものと大分市が認めるものに限る。)	

6. 業務の基準

業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

(1)公平かつ適切なサービスの提供

利用者に公平かつ適切にサービスを提供すること。

(2)適正な維持管理

受託者において緊急事態等を想定した危機管理体制や安全管理マニュアル等を施設開設前までに整備、提出し、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

事故、業務等に伴う苦情その他のトラブルが発生したときは、自らの責任において迅速・適切に対処し、遅滞なく大分市に報告するとともに、必要に応じて大分市の指示に従うこと。

不測の災害事故等に備え、自己の負担で必要な火災保険及び各種損害保険契約を締結し、管理運営期間中これを継続すること。また、不測の災害事故等が発生した場合は、人命の安全確保を最優先とし、万全を期すとともに、遅滞なく大分市に報告すること。

(3)法令等の遵守

業務を開始するまでに、それを行うために必要な主務官庁の許認可を受けるなど、必要な行政手続きを完了しておくこと。

業務を遂行する際は関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

(4)大分市との調整【月1回以上】

業務を円滑に進めるため、大分市と受託者は、連絡会議を定期的に行い、情報共有や運営に関する協議を行うものとする。

Web を活用した会議の実施を希望する場合は、Web 会議用のアカウントを取得し、運用すること。

(5)事業報告書の提出等

監査等に必要があると認める場合、受託者は帳簿書類その他の記録を提出する必要がある。

7. 受託者の履行責任に関する事項等

(1)受託者の履行責任に関する事項

①受託者は、本施設及び来所者の被災に対する第1次責任を有し、本施設または来所者に被害があった場合は、自らの責任において迅速・適切に対処し、遅滞なく大分市に報告するとともに、必要に応じて大分市の指示に従うこと。

②受託者は、事業継続が困難になった場合、またはそのおそれが生じた場合は、遅滞なく大分市に報告するとともに、必要に応じて大分市の指示に従うこと。

③前記に規定するもののほか、受託者の責任履行に関する事項は、必要に応じて協議の上決定する。

(2)事業の継続が困難となった場合の措置

①受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、または契約内容に違反する等により大分市が契約を解除せざるを得ないと判断する場合、大分市は契約を解除できるものとする。

その場合、大分市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。また、受託者は、次期受託者

が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

②不可抗力等、大分市及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

③前記に規定するもののほか、業務の継続が困難となった場合の措置は、大分市と協議の上決定する。

(3)仕様書等の解釈に疑義が生じた場合等の措置

本仕様書等の解釈に疑義が生じた場合、または本仕様書等に定めのない事項について定める必要が生じた場合、大分市と受託者は誠意を持って協議するものとする。

8. その他

(1)委託業務の進め方

受託者は、委託業務の円滑な遂行を図るため、大分市と適宜必要な協議・調整を行うこととする。

(2)委託業務実績報告書の提出

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書を作成し、契約期間内に提出するものとする。

(3)成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて大分市に帰属するものとし、受託者は大分市の承諾なく他に公表、貸与または使用させてはならない。また、本業務で作成・撮影した紙媒体や電子データ、効果検証・分析結果報告書、委託業務実績報告書等の成果品に係る著作権は、大分市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に大分市の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(4)再委託の禁止

業務について一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的かつ効果的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ大分市と再委託する業務の範囲を協議し、書面により大分市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5)個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後又は解除後も同様とする。

(6)損害の賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、大分市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(7)委託料の支払

原則として、大分市は、委託業務が完了し委託業務実績報告書の提出を受けた後、適法な請求を受けた日から30日以内に、委託料を支払う。但し、業務遂行上の都合等により、必要に応じて受託者と大分市の協議の上、支払時期等を決定することができる。

(8)その他

- ①業務内容については、本仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- ②受託者(本業務に従事した全ての者を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。なお、本業務委託契約が終了した後についても、同様とする。
- ③業務の実施にあたっては、大分市と十分協議を行うとともに、指示を受けなければならない。
- ④本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議すること。
- ⑤業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、大分市と協議の上、対応すること。

9. 担当

大分市商工労働観光部 創業経営支援課

担当者:上田・秋國

TEL:097-585-6029(直通)

FAX:097-533-6117

Email:keikin@city.oita.oita.jp

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第4 再委託

受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行うものとし、再委託(再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)してはならない。

なお、発注者の承諾を得て受注者が再委託する場合において、受注者は、適正な個人情報の取扱いのため、再委託先に対しこの特記事項を遵守させなければならない。発注者の承諾を得て再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第5 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第6 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行わなければならない。

また、情報システム等を使用し個人情報を収集するときは、当該情報システム等にアクセスする権限を有する従事者の範囲と権限の内容を必要最小限にするとともに、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

第7 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第8 持ち出しの禁止

受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 従事者の明確化

受注者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について記載した書類を提出しなければならない。

第10 従事者への監督及び教育

受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第11 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

第12 事故報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第13 資料等の返還及び消去

受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

第14 契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が法令に違反していると認められるとき、又はこの特記事項に違反していると認められるときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第15 報告義務

受注者は、この特記事項の遵守状況及び委託業務の履行状況について発注者に対して定期的に報告しなければならない。

第16 検査

発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、受注者及び再委託先等関係者に対し、取り扱っている個人情報の状況について随時検査することができる。